

持続化給付金の申請受付が開始されました

新型コロナウイルス感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金が給付されます。

【給付対象者】

- ①2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年同月比で事業収入※1が50%以上減少した月（以下「対象月※2」という。）が存在すること。
 - ※1 事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができる。
 - ※2 対象月は、2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を任意で選択できる。
 - ②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
 - ③法人の場合は、2020年4月1日時点において、次のいずれかを満たす法人（中小法人等）。
 - ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の2/3以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であることが必要。
 - ・資本金額又は出資総額が10億円未満
 - ・資本金額又は出資総額が定められていない場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下
- ただし、一度給付を受けた事業者は、再度給付申請することができない。

【給付金額】

- ①個人事業者等
100万円を超えない範囲で2019年の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た金額を差し引いた金額。
 - ・算定式
給付額(上限100万円) = 2019年の年間事業収入 - 対象月の月間事業収入 × 12
- ②中小法人等
200万円を超えない範囲で対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た金額を差し引いた金額。
 - ・算定式
給付額(上限200万円) = 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入 - 対象月の月間事業収入 × 12

【申請受付】

令和2年5月1日(金)～令和3年1月15日(金)24:00

Web上での申請「電子申請」を基本とします。

ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」が開設されています。

山形県の会場は以下の通りです。

なお、「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制となっており、事前予約無しに御来場いただいてもサポートが受けられませんので、ご注意下さい。

- 〒990-0043 山形市本町2-4-15 archs senzoku-ya3F
- 〒997-0015 鶴岡市末広町3-1 庄内産業振興センターマリカ西館3F
- 〒996-0025 新庄市若葉町4-23 ニューグランドホテル2F
- 〒998-0044 酒田市中町2-5-1 マリーナ5清水屋4F
- 〒992-0045 米沢市中央1-13-3 東京第一ホテル米沢3F
- 〒994-0082 天童市芳賀タウン北5-15-26 イオンモール天童グルメ棟1F

【問合せ先】

持続化給付金事務局

TEL:0120-115-570 ホームページ <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>